

## 開国と明治期の日本貿易

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大學商學研究所 公開日: 2009-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅田, 毅衛 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1951">http://hdl.handle.net/10291/1951</a>

# 開国と明治期の日本貿易

Japan's Foreign Trade in Meiji Era

—Focusing on the Opening of Japan's Market—

浅田 毅 衛

Takee Asada

1. 鎖国体制の崩壊と開国・外圧
2. 通商条約の締結と居留地貿易
3. 居留地貿易の実態と商権回復運動
4. 連合生糸荷預所設立事件と商権回復
5. むすびにかえて

—事件のゆくえと明治期の貿易—

## 1. 鎖国体制の崩壊と開国・外圧

日本の鎖国体制が崩壊したのは、商品貨幣経済の発展による国内経済の矛盾からではなく、日本を取り巻く国際環境の変化＝外圧にその要因があったことはいうまでもないだろう。

その国際環境の変化のはじまりは、ロシアの17世紀から18世紀にかけてのカムチャツカ・千島列島・蝦夷地（北海道）への南下政策である。ロシアのピーター大帝・女帝エカテリナ2世のアジアへの植民地進出の野望により、カムチャツカ・千島列島を植民地支配し、日本に迫ってきた。

1778（安永7）年に大帝の命で松前藩に通商の許可を求めて接触したが、この要請を松前藩は幕府に報告することなく拒絶した。続いて1792（寛政4）年にはロシアは使節ラクスマンを根室に日本の漂流民を伴なって来航させ、再び通商を求めた。しかし、幕府は長崎入港の信牌を与え、改めて長崎にて商議することを約して帰国させた。これを請けて1804（文化元）年の10年後にロシア政府は特命全権大使レザノフを派遣し、長崎に半年滞在させて通商条約の締結のため幕吏と折衝させたが、幕府がこれを拒否したことから両国の関係は悪化した。ロシアは1806（文化3）年樺太、1807（文化4）年エトロフでレザノフの部下によって報復的な日本への植民地的掠奪焼打ちなどの行為を繰り返した。これに対して日本側も1811（文化8）年にロシア海軍の艦長ゴロウニンをクナシリで拘禁したり、ロシア船の来航の禁止・打ち払いの通告をするなどして対抗した。<sup>(1)</sup> 両国はその後半世紀近く対立しながら外交関係もなく、静穏を保った。

ついで、鎖国日本を開放に導いたのがイギリス・フランス両国のアジア進出であった。イギ

(1) 沼田次郎『鎖国体制の崩壊』（「体系日本史叢書」5。山川出版社、1985年所収）、183～4頁。

リスのアジアにおける進出は、17世紀末から18世紀にかけてのインド植民地化をめぐるポルトガル・オランダ・フランス諸国との争いに勝利し、インドを植民地としてそこを根拠地にして拡大したと考えられる。そのイギリスを始めヨーロッパ諸国のアジア進出の目的は「東方の富」といわれる香辛料・染料・綿布・絹布と銀を中心とした貴金属との仲介貿易を意図した。とくに、イギリスが支配したインドは独占的アジア貿易企業東インド会社を介してのインド綿布のもつ産物的価値は重要であった。18世紀末に産業革命を達成したイギリスは、多量の原料供給と製品の市場を求めて18世紀後半には、インドを完全に支配下におき、つぎの植民地中国への進出をはかった。

イギリスは1840(天保11)年阿片戦争を起して、清国政府に和親通商を迫り、1842(天保13)年につぎの6項目を柱とした南京条約を締結した。その第1は和親修好条約であり、第2は5口(広東・福州・上海・寧波・廈門)の開港、第3は香港の割譲、第4は阿片の600万ドルの賠償、第5は行商独占の廃止、第6は軍事賠償1,200万ドルなどを内容とした。これは清国が列国に屈服した最初の条約であり、後に列国アメリカ・フランスと結ばれる分割条約基礎となり、中国侵略を促進する結果となった。

しかし、清国政府はこの条約を容易に履行せず、イギリスはその完全実施を要求して、10年間交渉・恫喝を繰り返した。したがって、常に武力抗争の危機のなかで、中国の民族的反乱「太平天国の乱(1850~64年)」が起った。これに刺激されて、東インド会社のインド人傭兵を中心に、反英独立運動「セポイの反乱(1857~59年)」がインドの植民地でも起り、イギリスはこの機をとらえてインドを属領とした。

しかし、イギリスは両国の民族的反乱によって植民地政策を反省し、柔軟政策に切り換えた。このような状況のなかで、イギリスの日本に対する関心が高まっていった。イギリスの日本への関心はそれ以前にも示されており、ロシアが日本の北方から姿を消したところ、これにかかわって日本の各地の沿岸に出没している。1808(文化5)年、イギリス軍艦フェートン号の長崎の不法侵入事件、1818(文政元)年浦賀、22(文政5)年江戸湾に来航、24(文政7)年には常陸国大津村に上陸して食料などを奪う事件を起している。これに対し幕府は1825(文政8)年に沿岸に近づく外国船を理由の如何にかかわらず打ち払うように命じた「無二念打払令」を発して対抗した。しかし、幕府はイギリスのインド・中国の植民地侵入事件を見知ったことから、1842(天保12)年に文政打払令を撤廃して外国漂着船に薪木・食料を給与することにし、一方で洋式軍備を整える政策に転換した。イギリスもまた、インドのセポイの乱・中国の太平天国の乱の民族主義的反乱を教訓として、慎重な対日政策をとった。

イギリスにインド・中国市場確保に敗れたフランスは、インドシナ半島へ植民地市場を求め19世紀後半にはその支配権を確立し、1844(弘化元)年には中国と黄埔条約を結ぶなど、しだいに日本に迫ってきた。まず、琉球に着眼したフランスは条約終結の年に宣教師フォルカドン

を那覇に上陸・滞在させ、翌年イギリスの軍艦が琉球に渡来したことから、同年の5月に東インド艦隊司令長官セシュ少将を運天港に軍艦2隻を率いて来航させ、強硬に通商を迫った。琉球国政府は薩摩の島津氏と議して、島津氏は老中阿部正弘の指示をうけ幕府が貿易を例外として黙認する形で収拾した。<sup>(2)</sup>

しかし、フランスは1848(嘉永元)年本国に2月革命がおり、琉球から手を引くことになった。イギリスも琉球には強硬な通商・交易を求めることはなかった。その理由について、沼田次郎氏は「政府も商人も新しく開放した広大な中国の市場に対する関心の方がはるかに大きく、日本との貿易に対してはさしたる関心がみられない、というのが実情であった。」さらに「日本の開国はイギリス極東政策の最後の到達点であったけれども、しかしそれがイギリスの最初からの最大の目標であったかのように強調することは正しくない。」<sup>(3)</sup>と。

こうして、イギリスの中国市場への集中とフランス・ロシアの自国の政変によって、一時的に日本開国から手を引いた間隙をぬって日本への開国を強く求めたのがアメリカであった。アメリカは1830年代から40年代にかけて産業革命を達成し、綿紡績業その他の近代工業が確立し、その製品市場としてのアジアが重要な政策目標となった。

1844年にアメリカは清国と望厦条約を結んで広東などの開港を勝ち取り、1846(弘化3)年には日本に東インド艦隊司令長官ビッドルを派遣して清国と同じ条約の締結を求めてきた。もちろん、幕府は対外政策の基調を鎖国においていることから要求を拒否したが、黒船など軍事力を恐れて1842(天保13)年打払令を廃止するなど穏便主義で対応した。

このころのアメリカは北太平洋を中心に鯨漁の出漁が盛んで捕鯨船の食料・薪水などの補給や難破した乗組員の保護のためにも、引続き日本に開国を本格的に求めてきた。1858(嘉永6)年6月、大統領フィルモアは、ペリーを東インド艦隊司令長官に任命して、軍艦4隻とともに浦賀に派遣した。ペリーは武力を誇示して浦賀に来航し、強硬に大統領国書の受理と開国を要求した。これに対して、幕府は久里浜で国書を受理し、翌年返書を与えることを約して、ペリーを退去させた。

この1ヶ月後、アメリカの対日使節派遣を知ったロシアは、久びさにプチャーチンを使節として長崎に派遣し、国書を提出して北方の国境の確定と通商の要求をしてきた。1852(嘉永5)年には、ロシアの調査隊が樺太南部に進出し、アニワ湾沿岸に哨所を設置するなど同地方の日本人の進出もあって日ロ国境の確定が必要であったと考えられる。このロシアの要求に接した幕府は、長崎奉行に国書を受領させ、さらに応接係を長崎に派遣して通商商議を行わせた。しかし、プチャーチンは、ロシア対サルディニア連合軍(トルコ・イギリス・フランス)とのクリミア戦争に備えて、長崎での交渉を中止して帰国した。

幕府は、ロシアとの対応は一難去ったが国書を受取ったアメリカとの対応に苦慮した。当時の幕府は、病弱の12代将軍家慶と幕政の中心老中首座が阿部正弘であった。正弘はアメリカの

(2) 「同上書」188頁。

(3) 「 〃 」188～9頁。

国書を受領したが、その事態が重要であると判断し、前例をやぶって朝廷に報告し、諸大名に公示してその所見を求めたが結論をだすことができなかった。將軍は13代家定となり、水戸前藩主徳川斉昭を起用して海防参与とし、江戸湾・近海の守備を諸藩に命じるに過ぎなかった。

幕府が対応に苦慮するなか、1854（安政元）年1月にペリーは軍艦7隻を率いて江戸湾に入り、金沢沖に碇泊した。幕府はペリーに対して回答延期と浦賀への廻航を求めたが一蹴され、アメリカの態度は前年より強硬な対応であった。幕府はその威力に屈し、3月日米和親条約（神奈川条約）を締結した。ここに、200年余にわたる幕府の鎖国政策を自らの手で放棄したのである。その開国を示す条約は12条からなっているが、主要な内容を取りあげてみると、

- 1) 下田・箱館の両港を開き、薪水・食料・石炭などの欠乏品を供給する（第2条）。
- 2) アメリカ難破船員および積荷を扶助し優待する（第3・4条）
- 3) 下田に領事をおくこと（第5・11条）
- 4) 片務的な最恵国待遇をアメリカに与える（第9条）

この日米和親条約の締結を知ったロシアとイギリスは幕府と交渉し、アメリカとの条約と同じ内容の和親条約を結び、翌年にはオランダ・フランスとの間に条約を締結した。外圧に屈した幕府はこれら5ヶ国と正式な国交をもって、鎖国から開国政策へと転換した。いわゆる安政の5ヶ国条約である。

## 2. 通商条約の締結と居留地貿易

和親条約の締結によって開国は為し遂げられたが、その条約には通商条項がなかった。アメリカはこれを求めて1856（完成3）年にハリスを総領事として下田に着任させ、幕府に対して通商条約の締結を交渉させた。この時の幕府は、幕政の中心が阿部正弘から堀田正睦へと移り、將軍継嗣問題をめぐる南紀派（井伊直弼）と一橋派（島津斉彬）との政争のなか、条約勅許問題がからみ南紀派の徳川慶福（家茂）が將軍となり、大老も同派の彦根藩主井伊が就任し、勅許をえないまま1858（安政5）年6月通商条約に調印した。その背後に、幕府内での政争とアロー号事件によるイギリス・フランス連合軍の中国への武力進入などが条約締結に大きな影響をあたえた。

その日米修好通商条約は14カ条からなっており、その主要な点はつぎの諸点である。

- 1) 公使・領事を交換し、その駐在と国内旅行権を認める。（第1条）
- 2) 下田・箱館のほか、神奈川（横浜）・長崎・新潟・兵庫を開港し、江戸・大阪を開いて自由貿易を行う。（第3条）
- 3) 関税は別の協定で定める。（第4条）
- 4) 両国の貨幣は同種同量で交換する。（第5条）
- 5) 領事の裁判権を認める。（第6条）

この通商条約のなかで、第4条の関税・第5条の貨幣交換・第6条の領事裁判権の3条項は、後に幕府・明治政府を苦しめることになる。第4条を詳しくみると「輸入品の課税率は別に定むる所により、通常商品は2割、但し酒類3割5分、1部の特殊商品を5分、自家用品は無税、輸出税は金銀貨幣棹銅を除き5分とすること、出入船には噸税を課しないこと。」この条項にみられるように、協定関税率の決定は日本に関税自主権を否定した不平等条項を示すものであった。さらに、これら条約がもつ片務的内容の最惠国条項(和親条約9条)は、「わが国をして単にアメリカのみならず列国のいわば半植民地的市場化するための条約<sup>(4)</sup>」であり、これら領事裁判権・協定関税・最惠国条項は外国人の日本国内における自由貿易の規定であった。したがって、通商条約の本質は、自由・競走貿易を原則とした世界資本主義市場のなかでの日本後進国の国際的地位の決定であったといえる。日本にとってこの条約は、清国での天津条約に類似した外圧による「半植民地的屈辱条約」であり、条約国との対等関係の確立は、関税自主権が回復した1911(明治44)年まで待たねばならなかった。

したがって、幕府も開港後の条約実施には消極的であり、その外交・貿易政策の実態をつぎに見ることにする。

開港直後の外交関係の紛議は、横浜を開港場とする問題ではじまった。条約では開港場は神奈川とあり、幕府の意図は第2の「出島」を考え、神奈川の一寒村に閉じ込める準備に入った。これに対し、アメリカ公使ハリスは条約違反として横浜を主張し、横浜に商館を建設したり、自国船を横浜に碇泊させるなど横浜を開港場として既成事実をつくり、幕府政策を攻撃した。結局横浜が開港場となり、箱館の貿易が微量であったため、横浜・長崎の2港を中心に開港後の貿易が展開された。

開港場は、条約によって締約国民の永久居住(居留)が許され、各開港場には外国人居留地が成立した。「『居留地』も『租界』も、ともに英語ではSettlementというように、居留地は『租界』にほかならない。それは外国が中国で上海等に租界を設置したと同じ意味で、外国資本の日本における活動のためのベースキャンプでなければならなかった。」<sup>(5)</sup>と海野福寿氏も指摘されているように、外国人居留地は、日本の行政権の及ばない独立した日本国内の異国であり外国商人の取引活動のベースキャンプでもあった。

しかし、通商条約では居留外国人の日本国内歩行を開港場10里四方に限られた遊歩規程があり、外商の活動範囲を居留地内に限定することでもあった。したがって、これを居留地貿易とよんでいる。他面この遊歩規程は、開国に反対する攘夷思想をもつ日本人の外人襲撃から外国人を守るための規程でもあった。事実、開港以来1860年のハリスの通訳官ヒュースケンの暗殺をはじめ数多くの外国人殺傷事件が起きており、異民族に対する日本人の変質的感情が解け、完全な居住の自由と旅行の自由への改正は、1888(明治32)年の治外法権の撤廃と関税自主権の回復される条約改正まで待たねばならなかった。

(4) 「同上書」293頁。

(5) 海野福寿「明治の貿易」1967年、塙書房、19頁。

したがって、この遊歩規定に限定された居留地貿易の実態について、つぎに見ることにする。

居留地貿易の取引形態は「居留地域内における外商と日本人留易商との間の取引によって構成され、外商に対して生産者が直接売手となったり、消費者が直接買手となる、といった取引関係を排除する。したがって、外商—貿易商取引が唯一の対外取引形態たりうるためには、貿易につながる商品が開港場の貿易商の手に集中するような国内流通機構の統一的な構成が前提となる。」<sup>(6)</sup>ことが重要な要素であった。それには、輸出される商品には日本の売込商のもとに集荷して外商に売込み、輸入される商品は外商から日本の引取商を経て国内流通市場へと流通機構を整備する必要があった。

貿易開始後の横浜には、輸出用の生糸や茶などの生産地と結びついた地方商人や外国商品と結んで輸出品（毛織物・綿織物など）を取扱う貿易商人が集まり、従来の商品流通機構を大きく変化させる現象が現れた。これに対して幕府は1860（万延元）年「5品江戸廻し令」を出して、輸出品の生産と流通に統制を加えた。その内容は雑穀・水油・ろう・呉服・生糸の5品を必ず江戸の間屋を通し生産地から横浜に直接送ることを禁じた。また、桑や茶を勝手に栽培することも禁じた。これは江戸・大阪の株仲間商人の既得権益を守り、旧流通機構を守って貿易商品を統制することにあつた。それには幕府や西南雄藩などの洋式軍事工業の移植政策によって、幕府貿易統制・諸藩の専売貿易を守る必要があつたとも考えられる。幕府は1855（安政2）年にオランダから機械を移植して長崎造船所を建設し、1865（慶応元）年にはフランスの協力をえて横須賀製鉄所を起工した。薩摩藩は、1851（嘉永4）年に製練所、翌年反射炉・ガラス製造所、1865（慶応元）年にはイギリスから洋式紡績機械を移植して2年後に操業を開始する藩営集成館をつくった。これらの幕・藩営工業の育生は旧専売商品流通の統制と機構を残すことが必要であつたし、一方で開国による横浜貿易商人を中心とした新しい商品流通を発展し、幕末には新旧国内流通機構が併存した。

明治期に入っても、新政府はこの幕府の方針を継承した。1868（明治元）年会計官（大蔵省の前身）に商法司を設置し、その監督下に商法会所を設立した。その政策意図は商法会所に旧株仲間・都市特権商人を強制編入させ、同所を通じて金札（太政官札）に勤業資金として生産者・商人に前貸して生産物を会所に集積し、商法司が全国の商品流通機構の支配と生産過程の掌握することにあつたと考えられる。<sup>(7)</sup>流通機構での会所政策は、同一地域同一産業に属する商工業を強制加入させたことは株仲間体制より一段と包括な商産業組織である同業組合が形成され、金融力をもつ問屋資本の流通支配が存続することを意味する。さらに商法司は、外国貿易に対しても、蚕種生糸改所を設けて重要輸出品の蚕種・生糸の輸出独占を旧藩の国産会社方式を全国規模に拡大して行うことを試みた。

しかし、明治政府の最初の殖産興業政策推進機関商法司は、金札の流通障害などによって建

(6) 「同上書」27頁。

(7) 筆者編著「殖産興業政策の軌跡」1998年、白桃書房、『第4章 明治前期殖産興業政策と政商資本』に商法司政策の分析があるので参照して欲しい。

議者由利公正も退陣し、大隈重信の通商司政策に引継がれた。

商法司に変わって、通商司を設置し東京に本司・京都・大阪・開港場に支司をおき、その管理下に半官半民の通商会社と為替会社を設立し、大隈財政は全国の商業・金融の統制を計った。通商司に對外取引の免許状交付権をはじめ商品流通への広大な権限を与え、旧藩の国産会所などの藩営商業を禁止して流通過程の中央集権的掌握政策を進めた。

通商司設置と同時に通商会社を東京に設立するよう勧告された三井八郎右衛門は自ら総頭取となり、田中次郎佐衛門をはじめ府内10名の商人を頭取として東京貿易商社（通商会社）を設立させた。この商社は合資結社として出発したが、これに参加する商人は少なく通商司の役人の強制加入説論が行われるなど難産の結果の創立であったという。<sup>(8)</sup>

為替会社は、通商会社への資金供給機関として、1869（明治2）年に通商会社と同じように政府の強い勧奨を受けながら三都の特権的大商人を中心に設立された。東京為替会社は、三井八郎右衛門を総頭取に島田八郎左衛門・小野善助など8名を頭取に任命し、身元金の出資者が通商会社と同じように構成員となって運営にあたった。通商会社の業務は、為替会社から融資を受けた資金を傘下の市中商社（株仲間商人の再編成）・地方商社（地方商人の組織化）・外国貿易商社（売入商や引取商の組織化）へ前貸供与し、諸藩物産の流通掌握と外国貿易の統制をはかることであった。しかし、貿易統制への強い欧米列強の反発と大幅な貿易入超・新貨条例・廃藩置県などが重なり、通商司流通政策も挫折した。1871（明治4）年通商司は廃止され、為替・通商の両会社も業務不振で解散した。

政府の殖産興業政策も流通重視の政策から工部省（1870年設置）中心の上からの近代工業の移植・育生にと政策の重点を転換していった。この政策転換の過程で、職業選択の自由・私的所有権公認政策が進められたが、急激な変化に対応できず、流通機構では株仲間を改編しての市中商社など仲間廃止令で解散したが再び株仲間の機能をもった同業者組合が1873（明治6）年から1875（明治8）年にかけて結成され、政府も1885（明治18）年に同業者組織化を促する準則を布達する再編・統制政策を進めた。

これを貿易政策でみると、明治政府は1873年1月「生糸製造取締規則」を急ぎ公布し、2月には「生糸改会社規則」を布告した。この両規則とも、輸出生糸の粗製濫造・不正取引の禁止を施行の理由としたが、その政策意図は、売込商・地方商人・生産者の全生糸流通関係者を改会社に加入を義務づけ（第5条）て系列的に編成し、それ以外の取引・流通形態を排除することにあった。改会社加入の売込商ルートが唯一の流通組織となり、横浜生糸改会社をみると、三越得右衛門・小野善三郎・原善三郎・茂木惣兵衛らの有力生糸売込商を中心に33名の会社構成員によって1873年5月に設立され、生糸売込量（1873年5月から翌年5月まで）の横浜生糸売込総量の96%を占めたという。<sup>(9)</sup>このように生糸改会社は、横浜の生糸売込商を頂点として、

(8) 「明治前期財政経済史料集成」13巻、428頁。拙著「前掲書」通商為替会社については参照して欲しい。

(9) 海野福寿「前掲書」32頁。



地方生糸商を傘下にした全国的生糸流通支配体制が編成された。

この改<sup>アラタメ</sup>会社政策に対して外国公使は、貿易の自由・政府の非干渉を保証した第14条違反と強く抗議してきた。その結果、生糸改会社は、1877（明治10）年4月の「生糸製造取締規則」の廃止によって後退したが、外商との直接取引を排除する方針は貫かれ、売込商を頂点とする流通組織の編成がはかられた。

横浜生糸改会社にみられる売込商体制の形成は、開国後の居留地貿易の特徴的形態と考えることができる。その形態のなかで、輸出は売込商・輸入は引取商が外商（外国商人）との取引、すなわち、この居留地貿易（商館貿易）が1899（明治32）年の条約改正までの主要な貿易形態となった。その貿易取引の頂点に外商が不平等条約による有利な貿易条件によって「商権」を握り、法外な利潤を得ていた。この外商優位な商権に対し、明治10年ころから、前田正名・大隅・大久保など政府関係者の対等取引による「直貿易論」と田口卯吉・横浜貿易商などの直貿易の非現実性と自由主義的立場からの反対論などの商権回復運動が展開された。

### 3. 居留地貿易の実態と商権回復運動

居留地貿易のもとで、商権回復運動が起るのは必然的帰結であった。日本に居留する外国貿易商は、居留地の10里四方に活動を制限されながらも、不平等条約による有利な貿易条件によって莫大な利潤を取得していた。その外商貿易の実態を見てみたい。

表1 3年間隔内・外商取扱比

年次	輸 出		輸 入	
	邦 商	外 商	邦 商	外 商
1874	0.6	99.4	0.3	99.7
1877	3.6	96.4	1.6	98.4
1880	13.4	86.6	2.6	97.4
1883	14.2	85.8	4.9	95.1
1886	11.7	88.3	8.2	91.8
1889	9.7	90.3	14.6	85.4
1890	10.8	86.2	23.9	76.1
1891	11.0	89.0	19.4	80.6
1894	18.4	81.6	29.2	71.8
1897	27.8	72.2	36.7	63.3
1900	37.1	62.9	39.4	60.6

〔注〕1. 近代日本貿易史、第1巻 pp.58, 132~133及び大蔵省、大日本貿易年表

〔備考〕 1889~1891年は毎年

〔注〕2. 松井清編「同上書」第2巻 P.135

外国貿易資本の貿易支配は、居留地貿易で取り扱われた貿易額を日本貿易商との比較のなかで見ることができる。このことを研究された松井清氏の史料（表1）によると、外商が取り扱った輸出入総額は明治20年代（1887~1897）を迎えるまで90%を越え、関税が一部改正された1900（明治33）年でも60%の比重を示している。この表1からも外商が居留地貿易の支配している姿を見ることができるだろう。<sup>(10)</sup> つぎに外商がその貿易取引によって、法外な利潤を生みだしていたかを見てみたい。当時の主要な輸出商品生糸を対象として、外商の取引利潤を分析された海野福寿氏の研究によると、横浜相場はロンド

(10) 松井清編「近代日本貿易史」第2巻、1961年、有斐閣、135頁。

ン市場価格の半値以下であり、明治初期の横浜売込み価格が海外市場価格の $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ にすぎないことを指摘し、外商の不当な利潤の取引を明らかにされた。<sup>(1)</sup>横浜の生糸輸出の外商資本を見るとストラッチャン・トマス(Strachan & Thomas)商会(イギリス)、ヴァルメール(Valmale)商会(フランス)、ヒュー・ウィルゴス(Hughas Willgosu)商会(イギリス)、テキスター(Textor)商会(ドイツ)などが主要な外商である。したがって、明治前期の輸出先はイギリスが65%・フランスが34%となっている。

さらに、これらの外商(商会)の貿易支配は、法外な取引利潤に加え、銀行資本による為替業務の独占、海運資本の輸送業務の独占的支配を追随させた。外国銀行は、貿易商社の要請によって、ロンドン・パリ・上海・香港など宛の手形売買を主要業務とした為替銀行であり、貿易金融機関として外国商社とは不可分の関係にあった。外商は銀行の信用と資本力のもとに貿易活動を発展させることができたといえる。明治期に横浜に支店を開設した主要な銀行は、オリエンタル(Oriental Bank)銀行、チャータード・マーカンクイル(Chartered Mercantile Bank)銀行、香港上海(Hongkong and Shanghai Bank)銀行、コントワール・デスコント(Comptoir d'Escompte de Paris)銀行などがあげられる。これら銀行の金融支配による日本への打撃の一つとして、金貨流出問題があった。通商条約では、外国貨幣は日本国内において自由な流通と、内外通貨の交換率は同種同量交換と規定され、1分銀311個と当時の標準的貿易通貨メキシコ・ドル(洋銀)100ドルと等置され、通貨の金銀純量ではなく重量と規定されており、金銀比価体系が国際的水準から乖離していた日本金貨が大量に流出することになった。さらに、外国銀行の貿易への業務は、外商を通じての日本商人への資金融通を行い、前貸による生糸はじめとした輸出品の「誘引相場」「引出買」の価格操作など外商への恣意的取引に協力し、日本売込商を常に従属的地位に追い込んだ。

海運業の外国資本支配は、イギリスのP・O・汽船会社、アメリカの太平洋郵船会社(Pacific Mail Steam Ship Co.)フランスの海上運輸会社(Compagnie des Messageries Maritimes)などが中心で横浜に支店をおき、本国・中国・横浜に定期航路を開設し、日本の貿易海運と沿岸航路も支配した。1878(明治11)年の外国貿易出入船舶の資料を見るとイギリス船が287隻・アメリカ船が132隻・フランス船が30隻であり、日本は73隻となっている。日本船舶は中国航路(上海・香港)のみに限定され、国内の沿岸航路でも日本船は60%にすぎず、残りの40%が外国船に掌握されていた。

これら外国資本による独占的貿易支配に対し、明治新政府はどのような諸策で対応したかをここで見ることにしたい。

明治新政府は、1869(明治2)年に外商に対抗するわが国の貿易商社育成政策からはじめたが、さきに見たように通商・為替会社は失敗し、1873(明治6)年の生糸直輸商社・同伸会社・日本貿易商会・横浜生糸会社は外国側の抗議によって生糸改会社の規制策が後退を余儀なくさ

(1) 海野福寿「前掲書」58頁。

(2) 「同上書」60頁。

れた。これらの動きのなかで、1875（明治8）年内務卿大久保利通・大蔵卿大隈重信が連署して「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」直輸出論を提起した。その建議の第1点は、外商の貿易支配の脱脚論（商権回復）を主張し、第2点は良質品の直売による市場拡大・輸出の増進を目的とする。そして、政策の具体的方策として、勸業寮の監督下に直輸出商社を新設し、資本金50万円のうち30万円を政府の勸業資本金から貸与する案を提議している。

この直輸出論の具体的提案に応じて設立されたのが1874（明治7）年大蔵大輔井上馨・益田孝などが創設したのが「先収会社」であり、これを継承し・買収して1876（明治9）年に発足したのが「三井物産会社」である。創設期の三井物産会社は、大蔵省委託の生糸・茶・米さらに鉱山局の石炭などの政府よりの委託貿易業務が中心であり、国内の間屋取引に重点を置いていたといわれる。三井物産が自主的貿易に転換したのは、政府の1881（明治14）年以降進めた「官業払下げ政策」によって、新町紡績所（1887年）・三池炭鉱（1888年）・富岡製糸所（1893年）を払下げ後と考えられている。

このことから、政府の直輸出論は貿易形態の転換（居留地貿易から直貿易へ）課題とするよりも、財政的目的にもとづく正貨獲得を主眼としたといえるであろう。したがって政府の取引上の外商支配の排除「商権回復」は国民的利害を国家的に集約したスローガンの目標なのであった。<sup>(13)</sup> 居留地貿易から直貿易形態への転換を主張したのが前田正名の「直接貿易意見一斑」(1878年起稿)である。前田は、居留地貿易形態による外商の貿易支配によってわが国の輸出商品の「正価」が失われて利益が外商に独占され、そのうえ、居留地取引の貿易通貨である洋銀がわが国の貨幣・幣制問題に弊害を呼び寄せていると主張し、具体的政策として、「帝国銀行」・「貿易会社」・「生産者の団結」の三者協力体制が必要であると提唱した。さらに、直輸出推進するために、政府の帝国銀行を通じて貿易会社・生産者を保護・育生することの必要性を強調している。<sup>(14)</sup>

この前田の直輸出論を大隈は諸政策に取り入れ、大隈財政は直輸出社に横浜正金銀行（1880年設立）を通じて直輸出荷為替資金を貸与したり、直輸出の生産者には各国立銀行を通じて「前為替」の形で産業資金を貸与して、輸出産業を保護・育生した。しかし、大隈財政期の直輸出政策は前田の描いた直輸出論の成果を見ることができなかった。この問題を研究された海野氏の明治10年代の資料を見ると直輸出総額で少量ながら増加を示しているが、直輸出によって洋銀を無視して正貨を獲得しようとした目的は果たせなかった。むしろ荷為替制度が混乱し、荷為替金返納の延滞などが累積された。前田自身直輸出政策の失敗について「海外為換ノ不十分ナルト、各自資金薄弱ナルト、各商買聯合シテ外商ニ対スル道立タザル」<sup>(15)</sup>と『興業意見』のなかで述べているが、安定した為替関係をもつためには国内通貨の安定が前提であり、1881（明治14）年の松方正義大蔵卿の紙幣整理・幣制確立以降に期待することになる。

(13) 「同上書」72頁。

(14) 前田正名「直接貿易意見一斑」（明治前期財政経済史料集成所収）

(15) 『明治前期財政経済史料集成』第20巻、686頁。

この直輸出政策について、横浜生糸売込商原善三郎の『生糸貿易論』・田口卯吉の『東京経済雑誌』での『反直輸出論』などの反対論があった。原の意見は生糸売込商の実務者の体験から居留地貿易が現実に適合した有利な取引であり、直輸出論は危険であることを主張し、田口の主張は政府の直貿易関係者への過保護な政策など自由貿易論的立場から保護関税策に反対し自由放任論を主張した。<sup>(16)</sup>この反直輸出論に対し、犬養毅の『東海経済新報』の創刊号への「何謂保護」と題して田口の自由貿易論を国益・私益の一致論の立場からの反対論があるなど貿易論争が行われたが、「商権回復」運動のなかで直輸出論争は新たな展開を示すこととなった。

#### 4. 連合荷預所設立事件と商権回復

新たにはじまった商権回復運動は、直輸出政策の低迷が続いた1880(明治13)年に原善三郎・渋沢喜作・茂木惣兵衛の生糸売込商3人を発起人とした「連合生糸荷預所」設立の動きのなかではじめられた。この生糸荷預所問題については、詳細で優れた研究を残された海野福寿氏の分析に依拠しながら見ていきたい。

まず、海野氏は生糸荷預所の設立計画の経過を具体的に明らかにする資料が残されていないが、二つの設立願書のあることを明らかにされ、その願書が1880年の売込商による願書と翌81(明治14)年の直輸出取扱貿易商社が参加した願書のあることも指摘し、つぎのように分析された。その「二つ願書とも同趣旨のものと考えてよい。要旨は、外商の商権掌握のために生じている取引幣習を是正し、商権を回復するために荷預所を設け、その定める規則にもとづいて取引方法を改めたいこと、およびその計画を実施し目的を貫徹するために必要な生糸荷為替資金について政府の保護を仰ぎたいこと、の二点に要約されよう。」<sup>(17)</sup>とし、しいてその相違点をあげれば、つぎの3点であるとし、第1点は「13年願書」が3人の横浜生糸売込商が発起人であったが「14年願書」では3人の売込商に、河添便次郎・中里忠兵衛・平沼専蔵・若尾幾藏および三井物産会社(9年設立)の馬越恭平・三菱系の貿易商会(13年設立)の朝吹英二が加わり、生糸売込商と輸出商社の9名発起人によって願書が提出されていること、第2点は、13年願書では外商の反対にあって取引が停止した時は直輸出で対抗することを述べられていたが、14年願書では、その直輸出の強行策と直輸出・居留地貿易に対しても政府の資金的援助を要望していること。そして第3点では、政府貸金借受け方法で13年願書が第二国立銀行に一任することを求めたのに対し、14年願書では第二国立銀行と明記せず、300万円の政府貸下金を求めていることである。

しかし、この設立願書は政府・大隈財政に簡単に容認されなかった。それは政府の横浜居留外商のアメリカ公使ビンガム(Bingham. Jno. A)を先頭とした自由貿易条項違反の抗議などの強い外圧への配慮と財政当局者大隈などの直輸出保護主義と荷預所倉庫に搬入された生糸への荷為替貸付けの設立者側との理念との相違などがあったと考えられる。

(16) 『東京経済雑誌』41・44号、1880年。

(17) 海野福寿「前掲書」92～110頁。『東京経済雑誌』41・44号(1880年)。

政府の消極的対応に対し、設立発起商人たちは1881(明治14)年8月22日荷預所設立總會を開き、株式会社組織として自主的に開業することを決定した。總會で取締役頭取に渋沢喜作、取締役原善三郎・茂木惣兵衛・朝吹英二・馬越恭平をえらび、横浜本町6丁目の生糸検査所を買入れ、同所を荷預所とすることをきめ、9月1日より貸付業務に限って開業することを決議した。4日後の8月26日には臨時株主總會を開き、株式募集の割合・開業のための要件を議定した。<sup>(18)</sup>1株1,000円で27人の株主による76株76,000円の株式会社として「横浜連合生糸荷預所」は、9月1日に開業式を行い貸付業務から営業を開始した。その貸付業務は、荷預所倉庫に保管する生糸を担保とする荷為替貸付けで、貸付額は生糸1箇(9貫目)につき、提糸中等の325円から折返し、器械・座繰上等の400円までとし、その利子を日歩5銭とする。開業にあたって荷預所は第一・第二国立銀行と三井銀行の3行と資金借入約定を結んだ。<sup>(19)</sup>

副業的貸付業務の開始に続いて、本業の生糸対外取引業務が開始されたのが、1ヶ月余遅れの9月15日であった。その取引業務は、つぎの「聯合生糸荷預所定款」(41条)と「生糸売込問屋申合規則」(15条)によって行われた。定款は41条に及ぶ長文だが、要約すると(1)荷預所構成員に関する規定・(2)荷預所の機能と運用に関する規定に大別できる。これを要約してみると、構成員については横浜生糸売込商に限り(第4条)、加盟売込商の連合脱退(第6条)と株式の社外者への譲渡(第7条)は禁止された。荷預所の構成員は生糸売込高の全員強制加入ではなく形式的に自由ではあるが、実質的には全員参加のギルド規制であると考えられる。荷預所の機能・運用規定では第1に「共同倉庫」機能の規定であり、荷預所は生糸・付属品貯蔵の倉庫をもち(第18条)、加盟の売込高が荷受けした生糸類の見本品を除く全部を倉庫へ預託し(第19条)、荷預所はこれに対し「預手形」を交付する(第23条)と規定した。第2の荷預所の機能は「共同市場」・「中央市場」としてのものであり、従来の外商館引込取引は全面的に否定され、荷預所は売込商から売込契約成立の届出をうけ、同所備付けの衡器で計量した(第28条)、外商への現品引渡しと代金収受は荷預所内で行う(第27条)ことにした。また、糸質検査も荷預所で行い将来は「調査表」による取引実現を意図した(第22条)。<sup>(20)</sup>

定款では、荷預所の機能や運営とその構成員の規定が主であり、実際の取引規定は「生糸売込問屋申合規則」全15条によって行われた。「申合規則」は売込商取引を荷預所方式として一本化し規則としたものであり、その要点を見ることにする。(1)売込商荷受けの生糸類はすべて荷預所へ保管を依頼し、検査を受け、箇毎の糸質の差異がないように荷造りする(第2・3条)。(2)売込み契約は売込商の手許においた見本品によって売込商店頭で行い、契約締結を荷預所へ報知し、荷預所は代金収納のうえ買方へ現品を引渡す(第3・4・6・11条)。(3)悪弊といわれた看買料を廃止し、売込口銭(売込商手数料)を定率化する(第10・12条)。(4)入庫中の生糸については、現価の8割以内の荷為替金を荷主に貸付け、売却後、代銀を当日の相場場で紙幣に換

(18) 『横浜聯合生糸荷預所事務顛末諸計算報告』17~18頁。

(19) 「同上」18~19頁。海野福寿「前掲書」136~7頁。

(20) 海野福寿「同上書」132~3頁、135~136頁。

算して清算する(第7・8・9条)。(5)国内直接買付け、あるいは仲間外売込商から買入れを行った外商との取引を拒絶する。また仲間外売込商へ出荷した荷主との取引(荷受け)を謝絶する(第13・14条)。以上の規則・制度によって、連合加盟売込商の独占的集荷・取引体制が成立し貸付業務を行った。

9月15日より対外商取引営業を開始した荷預所の状況について、当時の『東京経済雑誌』79号(明治14年9月24日発行)は、「外商は同所定款に従ひ容易に取引相始め中間敷と想像したるに、思ひの外」順調な滑り出しをみせたと記し、『東京日日新聞』などは連合生糸荷預所の取引について「創立前より種々の取沙汰ありたれば開業後の有様は如何成行くべきやと思ひしたが、案外の好景気」であり、価格も開業前とくらべて約10ドルの高値で取引されたことを報じ「此分にては今暫らくは経なば連合諸子の企望せし目的を遂げ、発起人の辛苦も其甲斐ありて好結果を見るに致るべし」と、当時のマスコミ関係者は楽観的な見通しを報じている。<sup>(21)</sup>

これに対して外商の荷預所への反抗の動きは激しいものであった。さきに見たように、設立計画段階からアメリカ公使をはじめとした外商による日本政府への条約貿易違反の抗議行動・開業時の外商たちの荷預所からの生糸買付停止決議など強い抗議行動が展開された。地方荷主へ発送された「告知文」のなかから外商の見解を見ると、荷預所は仲間結合＝ギルドであり、少数の生糸売込商や直輸出商社が流通独占をはかるものであって、国内生産者は不利になること、これに対して自由貿易主義にたつ外商は、国内生産者・商人との直接取引を歓迎し、直接取引によって荷預所の独占計画を挫折させ、自由な取引を進めると日本の生糸商人の分断策を進めた。さらに、「日本商より海外への直輸出に係る何品たりとも一切外国船に積込むを拒絶すべきこと」と外国銀行による日本人に対する貸付停止の措置をとった。<sup>(22)</sup>

この外商の荷預所設立に対する反抗的行動は、和解のない事件へと拡大することとなった。各国領事・公使や神奈川県令などの和解調停工作も不調に終る結果となった。

荷預所は外商の対抗処置に対し、「商権」奪還を設立目的としたことを強調し、マスコミ(東京日日・朝野・東京横浜毎日・東京経済雑誌)などを動員して国民的「商権回復」運動として地方荷主などの切り崩し策などに対応した。地方荷主はそれぞれ県毎に同盟を結成して、荷預所の支援を決議し、生糸の流通を荷預所連合売込商のもとに一本化することを決定して外商の要求を拒絶した。この地方荷主の荷預所を支持する動きは、渋沢栄一を会頭とした「東京商法会議所」にも波及し「商権回復」運動の輪が拡大した。10月10日に荷預所事件を議題として開かれた臨時会議で、東京商法会議所は「衆議一決」して荷預所支持の方針を確認し、外国貿易事務委員5名(益田孝・大倉喜八郎・松尾儀助・円羽雄九郎・原六郎)を選出して支援する体制を整え運動を展開した。<sup>(23)</sup>

(21) 『東京経済雑誌』78・79号。

(22) 『東京横浜毎日新聞』3240号、3245号、海野福寿「同上書」150頁。

(23) 筆者編著「前掲書」『東京商法会議所の設立と明治前期の流通政策』を参照して欲しい。

荷権回復運動の高揚のなか、「生糸直輸出案」が地方荷主を中心に提案され、11月には「直輸同盟会」が結成された。その同盟会は資本金10万円の直輸出会社を設立し、荷預所事件の局面打開を提案し、11月15日創業株主総会を開いて具体的行動を予定した。この直輸出案の動きに対し、消極的であった荷預所指導部も横浜に「競市場」を設立することを要件として賛成の意を表した。その競市場とはセリ市場設立の動きであり、直輸出取引に多数の荷主が少量ずつ有する生糸を一定量にまとめ、糸質を均等化して売買・分合するためであった。設立趣旨では、セリ市場で売買する者は「生糸聯合同盟者」に限られたが、外商一般にも公開するとあり、セリ市場設立の真意がここにあったと考えられる。<sup>(24)</sup>したがって、荷主の直輸出・セリ市場案は、取引所的性格をもち、これを外商に公開して、セリ市場で地方商人・生産者が販売者として生糸売込商の介在しない外商取引が成立する可能性が生まれる。この荷主の案に対し、横浜商法会議所の案は、「倉庫会社」を設立して「市場」と「公売所」として「生糸製茶其他内外物貨」の売買を取扱う荷預所売込商朝吹英二、小野光景、朝田又七を发起人とした案であった。

この連合生糸荷預所内部の直輸出の方法をめぐる地方荷主と貿易商会売込商との対立は、設立時にかかえた内部矛盾の露呈であり、倉庫会社のセリ市場の問題にしても、運営主導権をどちらが握るかで、「大同小異」といえよう。<sup>(25)</sup>したがって、この問題は連合荷預所の外商取引の拒絶などによる輸出生糸の在庫の拡大と処理に起因していると考えられる。

荷預所が開業した14年の9月から11月までの入庫高は3ヶ月で17,455個、出庫高5,453個で差引き12,002個の在庫高にのぼっており、この処理が直輸出論に連なったといえる。荷預所が独占的集荷機構として整えば整うほど在庫高が累増するという矛盾が拡大することになった。さらに、荷主側には荷為替金の長期借入れによる金利負担が増大するという問題が残った。

この連合荷預所内部の事情のなかで、事件への和解の動きが内外から起きはじめた。10月4日には荷預所頭取渋沢喜作と外国人商業会議所会頭ウィルキンとの和解会談にはじまり、10月10日の東京商法会議所の事件を議題とした臨時会議での和解工作の組織的動きである。荷預所幹部との協議では和解のための委員会結成が合議され、東京商法会議所では会頭の渋沢栄一や三井物産会社社長の益田孝などの荷預所の近代的取引所の改革案と外国商業会議への働きかけの提案などを了承する動きである。

この和解活動が進むなか、10月末に加盟同伸会社の無断売込み事件が発生し、預所の組織的分裂の危機が起こった。この事件は、同伸会社が荷預所に無断で提糸40個を25番（サーゲル商会）に売込んだ行為である。同伸会社は1880（明治13）年9月富岡製糸所長の速水堅吾の提唱によって、星野長太郎・宮崎有敬ら上毛繭糸改良会社関係者の協力で設立された直輸出商社であり、直輸出を志向する在地資本との結びつきの深い商社といえる。

この同伸会社事件に対する荷預所の処置は、10月28日臨時株主集会を開き、生糸売込問屋申

(24) 海野福寿「前掲書」190～5頁。

(25) 「同上書」197頁。

(26) 「横浜聯合生糸荷預所事務顛末諸計算報告」31頁。

合規則第15条違反として除名処分とした。厳しい処分にもかかわらず、直輸出商社に背盟的な売込事件が福島県下の生糸商の事件や福島遠山社の背盟事件などに波及し、荷預所連合内の売込商グループと直輸出グループとの亀裂の危機が表面化した。そのため連合荷預所は11月1日株主総会を開き、同伸会社などの除名解除・再加盟を承認して組織的危機を回避した。

これらの連合荷預所内の事件は、和解の運動を加速することになった。10月末にはアメリカ公使ビンガムが調停にのり出し、渋沢・益田と会議し、外商と荷預所との双方から資格のある委員を選出し和解の道を協議することに同意し、具体的行動を展開した。

渋沢と益田は、外商のウィルキン・ウォールシュと11月2日に会談し、取引の公平な方法として「中央市場＝公同倉庫」の設立を提案した。これに対し外商代表の二人は公同倉庫案は専売所を設けて商業の進歩を妨げるものだと一蹴した。この両者の対立を「和解」の一念から、日本側は外商の主張する取引の旧慣への復帰を売買手続を一部改良して認め、外商側は日本側の主張する中央市場（公同倉庫案）の設立を容認するという妥結の基本線で合意した。<sup>(7)</sup>この和解の基本線を両代表がそれぞれの組織に持ち帰り検討することになった。

合意した翌10日、荷預所は株主総集会を開いて「和解の覚書」の取り扱いを議題として討議した。その集会では、直輸出商社扶桑商会の子安峻の「生糸販売営業ノ為メ外国人ト売込問屋ノ間ニ取結ブ約定書」の提案からはじまった。この子安案の内容は、各生糸売込商の店頭取引（売込商が各自検査し、商館引込み・外商の検査を否定する）を原則とし、検査設備をもたない売込商には商館引込み取引を認めるが、その時は外商から検査期日・火災保険付などを記載した「引込約定証書」を受取ることを条件にするという提案である。この店頭取引案は、外商の全面的復帰案の修正であり、直輸出論の立場にたつものである。これに対し、荷預所役員は子安案では荷預所＝共同倉庫が解体され、事件の敗北＝商権回復運動の消滅に連なること、さらに、店頭取引和解案は外商との話し合いが必要であり、妥協を延引することになると反対した。荷預所総会は、子安案を支持する同伸会社の速水堅曹・高木三郎・渋沢与三郎らが支持し、売込商・地方荷主総代は荷預所役員の主張を支持するという激論の末最終的に荷預所役員の早急和解案が支持されることになった。

他方、外商側では11月11日に集会を開き、ウィルキンの和解覚書について論議された。パヴァール、トーマン、キングドンの3外商からウィルキンの和解交渉行為についてつぎの3項目の詰問から討議は進められた。詰問の第1項はウィルキンが外商の意向を無視して渋沢・益田と会談したこと、第2項はウィルキン個人の資格である「覚書」を明示せず外商の意見としたこと、第3項は外商が反対している「中央市場」設立に背任して賛成したことの3点であった。これに対するウィルキンは詰問の3点を事実誤認であるとして反論し、今日より外商同盟を脱退することを通告した。15日再び外商集会を継続的に開き、ウィルキンの和解案を多数の外商が1部条件付で承認した。その条件は日本側の中央市場設立案を否決し、倉庫機能を主眼とし

(7) 『東京経済雑誌』86号（14年11月12日）、海野福寿「前掲書」234～40頁。



た「共同倉庫」の設立案を承諾した。

荷預所・外商の和解への約定書を交換し、預所側は16日総会を開き「日本商人ハ便利ナル場所ニ於テ、共同倉庫1ヶ所ヲ便利ニ建築シ、其規章程及用意ヲ整フル等ノコトハ、日本売込人ト外国買入人トノ間ニ協議ヲ遂ゲ、以テ相互ヒニ売買人双方・権利ヲ保全スルノ満足ヲ得。而テ生糸売買上一般ノ方法ヲ改良スルニ於テハ之ヲ承諾スベシ」と外商案の要望にそった修正約定書を承認した。一方外商も17日集会を開き、日本側の約定書案を検討したが、バヴィール・キングドンは共同倉庫承認に厳しく反対し、連合が多数で約定書案を承認されたことから連合を脱退する事態のなか閉会した。こうして、双方約定書案を受諾回答し、2ヶ月にわたって続いた「荷預所事件」の内外商の紛議は妥結し、和解した。<sup>(28)</sup>

## 5. むすびにかえて一事件のゆくえと明治期の貿易一

この連合荷預所設立をめぐる事件は、明治期の日本貿易を象徴するものと考えることができ、事件の意義を整理しておく必要があるだろう。

この事件終結の日本側の評価からみると、当時の多くのマスコミをはじめ、地主荷主・引取商などは「勝利」として和解祝宴を開くなど高く評価した。

しかし、和解後の取引は19日から改正された取引法（証書の交付・見本品の規格化・契約の履行など）にもとづいて生糸売込みが再開されたが、生糸市場の景況は思わしくなかった。つぎの表2に見られるように明治14年8月より15年2月までの生糸価格の動きは、各銘柄とも11月ごろから急速に下落している。銀貨相場も10月の1,734円から下落気味で、ドル表示では一層激しい下落となる。この生糸価格の低落は、海外市況の不況と横浜市場滞貨の相乗作用を生み、荷主はもとより商業・金融機関も大きな打撃をうけた。その結果、不況は全国を襲い、生糸の見切売りを余儀なくされ、外商取引も買手市場となり「約定書」第2条の改正取引規程は和解後2ヶ月で反古となった。<sup>(29)</sup>

このような情況のなか、高揚した地方荷主らの「商権回復」運動も退潮し、懸案の「共同倉庫」設立も放置されたままであった。しかし、1882（明治15）年3月13日荷預所臨時株主総会を開き、中央市場＝共同倉庫を今年中に設立することを決議した。続いて7月29日株主総会を開き、8月1日より荷預所を改称して「共同倉庫会社」とすることを決議し、新会社の事業、資金計画を検討した。その結果、倉庫会社の営業は発券保管業とし、商品の保管に応じ、倉庫証券を交付する。そして倉庫会社発行の倉庫証券を倉庫会社と平行して設立企画中の「均融会社」が担保貸付を行う、という事業計画であった。この両社の発起人は渋沢栄一（第一国立銀行）を中心に、三井辰之助（三井銀行）・原六郎（第百国立銀行）・安田善次郎（第三国立銀行）・

(28) 『東京経済雑誌』87号（11月19日）、海野福寿「同上書」244～50頁。

(29) 『東京経済雑誌』298号。

(30) 『渋沢栄一伝記資料』第14巻、295～342頁。海野福寿「同上書」261～4頁。

第2表 明治14年8月～15年2月の横浜生糸相場のうごき

		14年8月30日	9月22日	10月27日	11月24日	12月24日	15年1月26日	2月4日	表示中の最高価格と2月4日の価格差	同左の価格比
生糸一〇〇斤の相場	器械上	ドル 710	ドル 720	ドル 720	ドル 730	ドル 730	ドル 700	ドル 660	ドル 70	% 90
	同並	680	690	680	680	680	660	610	80	88
	上田朱判	630	630	630	…	…	600	530	100	84
	同稀無双	620	620	620	…	…	570	520	100	84
	富岡上馴	630	620	630	630	630	580	560	70	89
	前橋同	580	570	570	580	570	520	500	80	86
	八王子同	530	530	530	530	…	470	440	90	83
	掛田上	680	700	700	710	700	600	620	90	87
	浜付本銘	560	560	550	550	550	500	480	80	86
銀貨相場	円 1.657	円 1.690	円 1.734	円 1.692	円 1.695	円 1.700	円 1.650	銭 84	—	
同上・紙幣換算相場	器械上	円 1,157	円 1,217	円 1,248	円 1,235	円 1,237	円 1,190	円 1,089	円 159	円 87
	同並	1,108	1,166	1,196	1,151	1,153	1,122	1,007	189	84
	上田朱判	1,026	1,065	1,095	…	…	1,020	875	217	80
	同稀無双	1,010	1,048	1,072	…	…	969	858	217	80
	富岡上馴	1,026	1,048	1,092	1,066	1,068	986	924	168	84
	前橋同	945	963	988	981	966	884	825	163	84
	八王子同	863	896	919	897	…	799	726	193	79
	掛田上	1,108	1,183	1,214	1,201	1,187	1,020	1,023	191	84
	浜付本銘	912	966	954	931	932	850	792	174	82

木村是「生糸紛議結果の報告」(『東京経済雑誌』298号)による。いずれも最上品の価格。海野福寿「明治の貿易」256頁より。

山中隣之助(第三十二国立銀行)・川村伝衛(第三十三国立銀行)・渡辺治右衛門(第二十七国立銀行)・杉山勸(第二十国立銀行)などの東京銀行集会所関係者と原善三郎・茂木惣兵衛の横浜生糸売込商らで構成されている。この倉庫・均融(売込商2名を除く、倉庫会社の発起人同じ)会社は、旧荷預所の建物・設備等も譲渡され1882(明治15)年11月7日より開業した。これを政府も12月日本銀行の手形・為替・約束手形条例を制定し、支援した。<sup>(31)</sup>

ここに、商権回復をもとめ1年余にわたって外商と争った連合荷預所事件は事実上解消した。その結末は、手形取引の移植・近代的商業銀行への育成という形で終わったといえる。そのうえ、唯一の成果と考えられた商館引込取引の改正・合理化も、和解後外商が荷預所=売込商ルート<sup>(31)</sup>を切り崩し、産地直接取引のルートを開くなど無視された。

(31) 『東京経済雑誌』142号(15年12月16日)

この荷預所事件の意義について、海野福寿氏は「日本側の敗北的妥協によって終息した」とし、これをつぎのように説明されている。

この事件の歴史的評価について、海野氏は日本側の完全な敗北ではなく、事件のなかで高揚した国民的エネルギーを背景とした「商権回復」運動の今後の進め方について具体的な展望をもつにいたったことを事件の残した成果としてあげられ、売込商に指導された荷主・生産者の結集・売込商体制の運動を高く評価されており、その具体的評価として、不平等条約・外圧下で、外商の内地通商権拡大の要求を拒否し居留地貿易を守ったこと、さらに売込商が和解後に取引申合規則を作成し外商と協定を結んだことなどを指摘されている。<sup>(32)</sup>

この海野氏の見解に対して、先学研究者には別の見解もあるので、それを簡単に紹介しておきたい。

井上清氏は『条約改正』（岩波新書、1955年）のなかで、荷預所事件にふれ、この事件は資本家・商人を先頭とした民族運動であり「若い民族ブルジョアジーの勝利」であったと指摘され、田中惣五郎氏も（『明治大学短期大学部紀要』1号、1957年）この事件を「自由民権運動を背景とした民族解放の一つの運動」として外商を圧倒し「はればれと成功」した運動であったと評価された。そのご、石井孝氏が『歴史学研究』313号（1966年）で、この事件は「国内的にいえば、政商・巨大売込商の勝利、産業ブルジョアジーの敗北であった。巨大売込商の勝利は既成の商館貿易制度の勝利であり、産業ブルジョアジーの敗北は、直貿易・商権回復運動の敗北を意味する」（同上35頁）と。

これらの事件についての諸見解にも、これからも検討を深めていかなければならない多くの課題が残されているとおもう。例えば、豪農商が結集して形成された上毛繭糸改良会社や1883（明治16）年に政商・旧特権的都市問屋資本家の出資によって設立された大阪紡績会社の性格分析、さらには「直輸出」の問題についての政府の殖産興業政策や財政政策の分析など数々の問題がある。これらの課題をここでは紙巾と能力の制約から分析できないが、この事件が明治期の貿易を象徴するものであり、不平等条約改正に連なり日本の近代貿易形成の礎となったといえるだろう。

(32) 海野福寿「同上書」271～5頁。